

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

205
04/3/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

2月11日、ブッシュ米大統領は、ワシントンDCの国防大学で不拡散に関する重要演説を行った。米国のこの新しい不拡散攻勢をどう捉えるか、梅林宏道(ピースデポ代表)とロン・マッコイ(IPPNW会長)の二人の論考を掲載する。ブッシュ演説は7項目の提案を行っているが、その部分を資料として全訳した(2~3ページ)。

ブッシュの不拡散新攻勢

火を煽りながら 消火する

新型核兵器を進めながら 拡散阻止はできない

梅林宏道

2月11日の演説の冒頭に、ブッシュ大統領はパキスタンのアブドル・カディル・カーンの悪行を暴いた自慢話を長々とした。拡散が現に起こっている間の世界を大きく描き出すことによって、人々の頭からイラクにおける米英の失態を消し去って、戦争の正当性を印象づけようとしたのである。しかし、演説全体としての重要な目的は、彼の反拡散戦略の新段階を宣言することであったと考えられる。「反拡散戦略」とは、大量破壊兵器(WMD)の不拡散をテコにして「惑星アメリカ」の秩序の選別的な再編を狙うものである。

7項目提案

ブッシュ大統領の7項目を要約すると次のようになる。

PSI(拡散防止構想)の任務拡大

これまで対象物質を輸送の途中で取り締まることが中心であったが、実行者や仲介者の処罰や関与施設の閉鎖など、法執行の分野にまで多国間の取り組みを拡大する。

国内法と国際管理の強化

米国が提案をしている国連安保理決議によって、拡散を取り締まる国内法の整備を加盟国に要請し、それによって機微物質の国外への流出を食い止める。

旧ソ連の兵器・物質の管理の強化と他国への拡大

1991年以来、旧ソ連の兵器・物質のもたらす脅威を軽減

する活動が、米国のナン・ルーガー法や2002年のカナナスクス・G8サミットなどで取り組まれてきたが、この方法を、イラク、リビアなどに拡大する。そのための資金を出し合う

ウラン濃縮・プルトニウム再処理の条件つき禁止

ウラン濃縮・プルトニウム再処理の放棄を条件に、非軍事用原子炉のための濃縮ウランやプルトニウム燃料を国際社会が供給したり、技術の未完成国には今後は濃縮・再処理技術の輸出を禁止したりして、NPT体制の抜け道を塞ぐ。

追加議定書なしの原子炉輸入の禁止

国際原子力機関(IAEA)の抜き打ち査察を可能にする追加議定書に加盟する場合にのみ、非軍事用原子炉を新しく持てるように、国際規制を強化する。

IAEAの保障措置・検証特別委員会の設置

国際義務違反を監視、調査するために、IAEA理事会の中に特別委員会を設置する。

疑惑国のIAEA理事会からの締め出し

不拡散義務違反の疑いを持たれている国を、IAEA理事会の権利停止をするルール作り。

今号の内容

ブッシュ7項目提案 火を煽りながら消火 核のアパルトヘイト

有事七法案を問う(序)/
フランスの抑止ドクトリン/
小型核国会議事録

持てる国のおごり

のPSI拡大は実力行使を伴う措置である。すでに日本を含む11か国が、臨検演習をするなど実力行使の訓練を含め会議を重ねてきたが、新提案はその任務拡大を狙っている。しかし、この実力行使は国際法(海洋法)上の違法性が問題となっている。

他の提案措置は、いずれも国際的管理制度の強化を狙ったものである。新提案は、著しく差別的な構造を強制的に作り出す色彩が強いことが、その特徴である。

NPTが成立したとき、その差別性が大きな議論を引き起こしたが、今回の提案はもう一つのNPTを作るような動きである。つまりNPTは、核兵器保有国の既得権を認めさせた上で、その他の国に核兵器を持たせない仕組みを作った。今度は、現在その技術を持たない国には、新しく自分では核燃料を作れないような仕組みを作ろうとしている。NPTの時には、少なくとも理論的には、差別性がやがて解消されるように第6条の核軍縮義務が核保有国に課せられた。この義務への最悪の違反国である米国が、違反解消への努力に一言も言及することなし

に、新しい特権的制度を打ち出しているのである。

その傲慢さが、実は問題の解決を一層困難で複雑にしていることを、私たちは指摘し続けなければならない。

カット・オフ条約の行方は?

驚くべきことであるが、今回の諸提案の中に、カット・オフ条約(兵器用核分裂物質生産禁止条約、FMCT)促進への言及が全くない。拡散防止を狙った今回のような措置を訴えるときには、まず、言及しなければならない国際的課題である。米国はその推進国であった。日本もCTBT(包括的核実験禁止条約)について重要課題としてきた。NPT再検討会議でも、継続的に議題とされてきた。

米国の真意は不明である。しかし、インド、パキスタンなどを既得権国として現状を容認し、それら以外の国やテロ集団への拡散に関心を移したとも考えられる。その場合、米国自身の核軍縮の意図はさらに遠のいたということになるであろう。

日米両政府のこの問題への対応を、関心をもって監視する必要がある。

[資料] 大量破壊兵器の脅威に対する 7つの新たな対抗案

タイトルは編集部

大量破壊兵器拡散に関する大統領演説(抜粋)

2004年2月11日 ワシントンD.C. 国防大学にて

(前略)

(アブドゥル・カディル・カーンの)ネットワークを破壊したことは、恐るべき兵器の拡散阻止のための広範囲にわたる努力の重要な成功の一つである。我々は、我々の戦略を新しい時代の脅威に適合させつつある。合衆国とオーストラリア、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スペイン、そして英国は、致死性物質の移動を封じるための拡散防止構想(PSI)を立ち上げた。我々は、情報を共有し、疑わしい国際貨物を追跡し、共同軍事演習を行っている。BBCチャイナ号に載せられた危険な貨物をリビアに到着する前に阻止したように、我々には、いつでも飛行機や船舶を搜索し、拡散の懸念を引き起こす兵器、ミサイル、そして機器を差し押さえる用意がある。カナダ、シンガポール、そしてノルウェーの3か国もPSIに参加することになっている。我々は今後もPSIの中核となる国を拡大し続けるだろう。そして、PSIが拡大するに従い、拡散者は不法な兵器の取引が、ますます困難なものになると知ることであろう。

拡散が到底許されるものではないということは、国際社会のコンセンサスである。しかし、このコンセンサスは、行動へと移されない限り意味をもたない。全ての文明国が、大量破壊兵器の拡散防止によって利

益を得る。これらの材料、技術、そして不正取引を行う売買人は多国間を移動する。この不正取引を阻止するためには、国際社会は強硬かつ決然とした態度で立ち向かわなければならない。我々は協力し、効果的に行動しなければならない。本日、私は、死の兵器の拡散を阻止する国際社会の努力を強化するための7つの提案を発表する。

第一に、私は、拡散防止構想(PSI)の任務を輸送と移動以外の問題に対処するために拡大することを提案する。我々は、テロリストと戦うために開発してきた手段に基づいて、拡散ネットワークに対して直接的な行動をとることが出来る。我々は、諜報機関と軍の間の協力だけでなく、法の執行を含めたより広範な協力を必要としている。PSI参加国と他の有志国は、死の兵器を不正に取引した者の訴追、研究施設の閉鎖、材料の押収、そして資産の凍結のために国際警察など、あらゆる手段を使うべきである。我々は、あらゆる手段に訴えて行動しなければならない。我々は、仲介者、供給者、そして買い手を発見するだろう。拡散者に送る我々のメッセージは、首尾一貫した明確なものでなければならない。我々のメッセージは、「我々は必ずお前たちを見つけ出す、そして、お前たちが阻止されるまで、我々が手を緩めることはない」ということである。(拍手)

第二に、私は、全ての国に拡散を取り締まる法律と国際的な管理を強化することを求める。昨年秋の国連で、私は全ての加盟国に拡散を犯罪と規定し、厳しい輸出管理を制定し、機微な物資を国外に出ないように厳重に管理することを要求する新しい安全保障理事会の決議を提案した。安全保障理事会は、この提案を早急に採択すべきである。採択された場合、アメリカは他国の政府に対し、拡散問題に対処する助けとなるような新しい法律の起草と施行を援助する用意がある。

第三に、私は、冷戦期から引き継がれた兵器やその他の危険な物資を悪者の手から守る努力をさらに拡大することを提案する。1991年、議会はナン・ルーガー法案を可決した。ナン及びルーガー両上院議員は、旧ソ連への対処法について明確なビジョンをもっていた。このプログラムの下、我々は旧ソ連諸国に対してかつての兵器科学者達が生産的な雇用の場を得る手助けを行っている。我々は旧ソ連が保有していた大量破壊兵器の残りである兵器や物質を解体し、廃棄し、安全確保している。しかし、まだ多くの仕事が残されている。

2002年のG8サミットの結果、私たちはこれからプログラムを支援するために、今後10年間にわたって200億ドルを提供することに合意した。その半額はアメリカが負担する。この協力を世界の他の地域にも拡大すべきである。我々はイラクやリビアといった国々の大量破壊兵器関連の科学者や技術者を流出させない。我々は、諸国が、研究用原子炉における兵器級ウランの使用を終わらせることを援助する。私は、より多くの国がこれらの努力に貢献するように強く要請する。世界各国は、核、化学、生物、そして放射性物質を安全確保し、撤廃するためになすすべてのことをなさなければならない。

「核のアパルトヘイト」は 拡散の温床

カーンの核情報密売とブッシュの二重基準

ロナルド・S・マッコイ(核戦争防止国際医師の会・会長)

出典は、IPPNWのウェブサイト(<http://www.ippnw.org/NukeMcCoyApartheid.html>)、副題及び小見出しは編集部。

カーン事件の意味

国家および非国家テロ組織の脅威にさらされた世界に、核技術の国際的な闇市場が存在することが発覚した。それは、すべての政府に人類が世界的な核による自殺に向かってじりじりと接近していることを、いやおうなく知らしめた。1998年にパキスタンはインドに対抗して核兵器を獲得した。そのパキスタンの核兵器の父、アブドゥール・Q・カーンが、過去15年にわたってイラン、リビアおよび北朝鮮に、核に関する機密情報を売却していたと

テレビで認めたのである。その後カーンはパキスタン政府によって赦免された。国際原子力機関(IAEA)長官、モハメド・エルバラダイは、これを「氷山の一角」と呼び、「核拡散は致命的危機の様相を呈し、人類は自滅の瀬戸際にある」と警告した。

マレーシアの合法的な企業であるスコミ・プレジジョン・エンジニアリング社(SCOPE)が、それとは知らず、大規模な闇のネットワークに巻き込まれていたことが、調査によって判明している。SCOPEは、核兵器に使用可能なウランウムの濃縮にも使うことのできる多目的工業用遠

これらのネットワークを追跡し破壊すると同時に、我々は、いかなる政府が偽りの口実の下に核兵器を開発することも阻止しなければならない。核不拡散条約は、当時すでに核を保有していた国をこえて核兵器が拡散することを阻止する目的で30年以上前に策定された。この条約の下に、核保有国は、非核保有国が核兵器の追求を断念するならば、平和利用のための原子力の開発を支援することに合意した。しかし、核不拡散条約には、北朝鮮やイランといった国によって悪用されてきた抜け穴がある。これらの国家にとっては、民生用核開発計画といった口実の下で爆弾製造に使用可能な核物質を生産することが可能である。

そこで今日私は、4番目の手段としてこの抜け穴をふさぐ道を提案する。国際社会は、兵器拡散の危険性を生じさせることなく民生用原子炉を設置するための、安全で系統だった制度を創り出さなくてはならない。世界の主要な核輸出国は、濃縮と再処理を放棄する限りは、輸入国が妥当な価格で核燃料を確実に入手し、民生用原子炉で使用できることを保証するべきである。濃縮と再処理は、原子力の平和利用を求める国には必ずしも必要ではない。

原子力供給国グループ(Nuclear Suppliers Group)40カ国は、濃縮及び再処理用の機器や技術を、いまだフルスケールの、稼働している濃縮や再処理工場を所有していない諸国に売ることを拒絶すべきである(拍手)。この措置は、新たな国が核爆弾製造のための核分裂性物質を製造する手段を開発することを阻止するだろう。拡散者たちが、不法な兵器を製造するのに必要な物質やインフラを得るために、NPTを冷笑しながら悪用することを許してはならない。

国際規範が効果的に機能するためには、

それらが強化される必要がある。世界中で繰り広げられている禁止された核関連活動を発見し、国連安全保障理事会にその違反行為を報告する責任を負っているのは、国際原子力機関(IAEA)である。我々は、IAEAが重大な任務を遂行するために必要な手段の全てを兼ね備えることを確実にしなければならない。アメリカとその他の諸国は、広範囲の核関連活動や施設の公表を各国に求め、IAEAがそれらの施設を査察することを許す、いわゆる追加議定書を支持している。

5番目の手段として、私は、来年までには、この追加議定書に署名した諸国のみが民生用原子力プログラムのための機器輸入が許されるという案を提案する。真剣に拡散に対抗しようとしている諸国ならば、追加議定書を承認し、履行するだろう。私はすでに追加議定書を上院に提出した。私は、追加議定書の批准に早急に同意することを上院に強く求める。

同時に我々はIAEAを、行動が求められている時に確実に行動を取れるような組織にしなければならない。そこで、6番目の手段として、私は保障措置と検証のための特別委員会をIAEA理事会に創設することを提案したい。この委員会はIAEAと良好な信頼関係にある政府から構成され、諸国家の国際的義務の遵守を確かなものとするIAEAの能力を強化するだろう。

そして最後に、核不拡散の義務を侵害した疑いから調査を受けている国も、現行制度ではIAEA理事国となれる。例えば、大規模な核兵器計画を維持している疑いのあるイランは、最近、理事国としての2年の任期を終えた。潜在的な違反者が理事国をつとめることを許しては、効果的な行動をおこす上で容認できない障害を

創り出すことになる。拡散違反の疑いで調査を受けている国が、IAEA理事会、もしくは新しい特別委員会に議席を持つことは許されるべきではない。そして、現在理事会に席を持つ国であっても、調査を受ける場合は、その権利は停止させるべきである。IAEAの権威と使命は次ぎの簡潔な原則に依存している。すなわち、現にルールを破っている者を、ルールを執行する者に任ずべきではない(拍手)。

我々はこれらの課題の解決に向かって前進するにあたっては、ここに述べた新しい措置全てについて友好国及び同盟国と協議する。我々は、彼らの意見を聴くつもりだ。一丸となって、我々は世界の平和と安全を守る。

過去2年にわたって、偉大なる連合国が、テロとの戦いと密接不可分な誓約として、テロリズムを打ち負かし、大量破壊兵器拡散に対抗するために一致団結してきた。我々は、拡散者を発見し、阻止することができることを示してきた。我々は、反抗を選んだ政権には、深刻な結果がもたらされることを示してきた。前途は平坦ではないが、明白である。我々は、あたかも市民の命が私たちの警戒に委ねられているかのように前に進むだろう。なぜならば、本当にそうだからである。テロリスト及びテロ国家は大量殺人兵器のために競争している。それは必ず負ける競争である(拍手)。テロリストは多くの資源を手に入れている。しかし、私たちのほうがより資源に富んでいる。彼らは決然としている。だから私たちはより決然としなければならない。我々は決して決心を鈍らしたり、焦点を失ったりはしない。我々は自由諸国を守るためには怯むことなく、危機の時代の困難な課題に対して立ち上がるのだ。(後略) (訳:ピースデポ)

心分離機に必要な14個の部品を製造した。現在は核兵器プログラムを放棄したりビアに向けて、その製品が送られていたことを同社が知らなかったことには疑問の余地はない。しかしながら、このエピソードは、メーカーが顧客の意図を判断する際に求められる厳重な警戒と、顧客側が多目的技術の最終的利用法と送付先について一層の透明性を担保する必要性があることを明らかにしている。

学ぶべき教訓は多い。パキスタンが「国民的英雄」を赦免し、米政権の反応がきわめて控えめであったことは、いわゆる「テロとの戦争」における米国の重要な同盟者であるムシャラフ大統領の政権を不安定化することを回避しようとする、双方の思惑が合致した結果であった。これは、核拡散に対する米国とパキスタンの姿勢がでたらめだという証拠であり、多くの国際外交の場で世界中で使用されている「二重基準」の実態が暴露されたのである。加えて、米国の戦略的な同盟国は特別待遇を受けるといことも明らかになった。例えば、イラク戦争は、イラクが大量破壊兵器を所有したという偽の根拠によって決行された。しかしサダム・フセインが戦争のはるか以前に化学・生物兵器を廃棄していたという米国の元イラク兵器査察責任者デービッド・ケイの結論によって、イラン、リビアおよび北朝鮮の方がイラクよりはるかに大きな脅威であることが露見した。

ブッシュの「核アパルトヘイト」

核技術の国際的な闇市場の存在を15年間も発見できなかったという事実は、核兵器技術の拡散を防ぐことを目的に設計された核不拡散条約(NPT)の弱点をも露呈させ、国際社会、特に米国を震え上がらせた。2004年2月11日のワシントンの国防大学のスピーチで、ブッシュ大統領は、拡散防止構想(PSI)の拡大を要求するとともに、核燃料の生産が許される国の数を制限するという提案を発表し、持続的な核拡散防止戦略を提示した。(略:ブッシュ演説の要約。2~3ページ参照)

このような構想は、しかし核アパルトヘイト拡大の別の姿に他ならない。米国および他の核保有国は、核兵器を所有し生産する彼らの偽善的正義および特権主義を振りかざす一方、他の国々には同じ兵器に接近することを許さない。その上、この構想には、世界的な協調により全人類の課題として核拡散問題に取り組むのではなく、差別的で乱暴な「ならず者国家」的アプローチで決着をつけようとする考えが反映されている。核燃料問題を、もっぱら核不拡散の問題としてとらえているが、それは逆効果であり、核燃料供給の新しい源の開発を刺激することになるのは目に見えている。

IAEAは別の提案をしている。それは、世界中のすべての核燃料の生産をコントロールする国際的な多国間組織を作り、同組織のメンバーに核燃料の所有権を与え、用途の管理を委ねるというものだ。この案は、新しい核弾頭を開発しようとする米国の進行中の計画を明らかに圧迫するので、ブッシュ政権はこの案を拒絶した。

拡散の理由を真剣に問うべき

国際社会が、大量破壊兵器技術の拡散を深刻に憂慮するのは正当なことである。しかし同時に、国際社会は、戦闘的な宗教的原理主義および政治的過激主義の脅威にさらされた世界で、大量破壊兵器技術が拡散する理由を真剣に問う必要がある。これらの思想は、何もかも奪われ無権利状態に置かれた人々の間に広がる、正義は存在しないという感覚に熱烈に支持されている。カーンを突き動かしたのは、物質的な利益だけでなく、イスラムによる核兵器開発が、西洋とイスラムの間の軍事的な不均衡を是正するだろうという信念でもあった。

われわれは、無秩序で不平等な世界に生きている。この世界では安全保障は軍事的な用語として定義され、法の支配は力の支配に屈服し、倫理と社会的正義は市場原理の海で溺れている。暴力と戦争の文化がより強力に支配する世界に向けて時は進みつつあり、非道徳的な科学と技術が、中立性を主張し、その結末を配慮することなく、一層破壊的な、核・生物・化学兵器を生産する時代に突入しつつある。

広島、長崎の原爆投下から58年、冷戦終結から14年経過した今もなお、核保有国は、軍備を縮小するべき彼らの条約上の義務に応えることを拒んでいる。世界は彼らの核兵器と核戦争、あるいは核テロリズムの脅威にさらされ続けている。NPTは崩壊の危機にある。何故なら、NPTは核不拡散のためだけでなく、核兵器廃絶を目的として作られたからである。核拡散による脅威が今日増大しているのは、核軍縮の行き詰まりによるものである。核不拡散と核軍縮は同じコインの表と裏なのだ。

冷戦中には、核拡散は核抑止力論と米ソ間の核開発競争によって加速された。今日の核拡散を加速しているのは、ブッシュ政権が2002年に作成した「核態勢見直し」(NPR)と「国家安全保障戦略」で明示された米国の新しい核・軍事政策である。(中略)

西欧は無知と偏見克服を

世界は、文化の政治と政治の文化を相互に一層深く理解し合うことが求められる、荘厳なまでに多様で複雑な場所である。これまで、東洋に対する西洋の姿勢は、帝国主義の歴史観により形成されてきた。西洋社会が抱くアラブとイスラム世界のイメージと感覚は、大部分が西欧思想によって作られている。アラブとイスラム世界の多くは、西欧の無知と宗教的偏見の底で喘いでおり、現代世界から疎外されている。

「テロリズムに対する戦い」という擬似単純化を無批判に許容してはならない。西側メディア主流は新保守主義政策を喧伝し、偉大な国の偉大な伝統や理想を侮辱するというやり方で、米国の外交政策を後押ししている。核拡散問題の解決策は、差別政策の強化や無法な軍事力の一方的先制使用ではなく、二重基準を廃し、条約上の義務と国際法を遵守することにこそあるのだ。(訳:渡植貞一郎)

【検証】有事七法案

キーワードは
**専守防衛・共通の安全保障
 国際法の支配・自治体の平和力**

予告篇

政府与党は、3月9日にも「有事関連七法案」を閣議決定、開会中の第159通常国会（会期：6月16日まで）での成立を目指す方針を固めた。七法案及び同時に批准が提案される条約の名称は下表のとおりである。これら七法案を一括審議・採決すると与党は合意している。

七法案の特徴は次の3点に要約できる。

- 1) 有事（「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」）における日米協力を飛躍的に拡大する：下表法案、及び条約B。
- 2) 外国船舶の臨検など自衛隊の領土・領海外での軍事活動を拡大する：法案、条約C。
- 3) 有事における国民の行動を統制し、自治体に新たな義務を課するとともに権限行使への制限を強化する：法案、。

同時に、日本が未批准のまま放置してきた戦時人道法＝ジュネーブ条約の二つの追加議定書の批准も今国会に提案される。

七法案はそれらが発動されるかもしれないシナリオを頭に描くならば、憲法の平和原則に反するきわめて危険で拡張主義的な「安全保障のツール」として、私たちとアジア

民衆の安全を脅かす存在となる可能性が高い。どのようなシナリオか。＜米軍が、日本からの後方支援を受けながらアジアのどこかの国に「予防的先制攻撃」を仕掛け、日本はその国に向かう船舶を臨検し積荷を押収する。日本の民間港には、攻撃を受けるリスクを分散するため、米軍艦が入港する。そしてカウンター・アクションとしての弾道ミサイルが日本めがけて飛んでくる・・・＞。ありえないことだろうか。日本は米国のイラク戦争＝予防先制攻撃を支持した。それが、日本の「武力攻撃予測事態」の拡大解釈として再現されることを防止する法的拘束力は、昨年成立した有事三法案にも、今回の七法案にも見つけることはできない。

日本政府は七法案を「専守防衛」原則に合致するものと説明するだろう。しかし、上上げたようなシナリオは、専守防衛とはまったく異質なものである。七法案には、先制攻撃のためのツールとして働くかもしれない「電源」があちこちに仕掛けられている。

本誌では、国会審議をフォローしながら七法案を検証していく。キーワードは、「専守防衛」、「共通の安全保障」、「国際法の支配」そして「自治体の平和力」である。（田巻一彦）

[1] 今国会に提出予定の有事関連法案

法案名	内容	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(国民保護法案)	・武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護、国民生活への影響を最小化するための地方公共団体の責務、国民の協力、避難措置等。	
自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制	武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(米軍支援法案)	・日米安全保障条約に従って、武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置。自衛隊による米軍への物品・役務の提供、土地の使用等。
	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規則に関する法律案(海上輸送規制法案)	・日本領海又は周辺の公海における外国軍用品の海上輸送の規制。停船検査、回航措置、積荷の取扱いに関する審判手続き等。
	自衛隊法の一部を改正する法律案	・自衛隊と米軍の間の後方支援、物品又は役務の相互提供に関する日米協定(ACSA)改正に伴う自衛隊法改正。
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案	・米軍の行動を支援するための特定公共施設等(港湾、飛行場、道路、海域、空域及び電波)の使用手続きに関する指針の策定等。	
武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律案	・捕虜等の拘束、抑留その他の取扱い。ジュネーブ第三条約(1949年8月12日)など国際人道法の的確な実施を確保する。	
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案	・国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰。(例)重要な文化財を破壊する罪、「捕虜の送還を遅延させる罪」、「占領地域に移送する罪」、「文民の出国等を妨げる罪」等。	

[2] 今国会に提出予定の条約

- A. 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(仮称)
- B. 1949年のジュネーブ条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(仮称)
- C. 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改定する協定(仮称)(略称：日・米物品役務相互提供協定改定協定)

フランス

「抑止ドクトリン」の変遷と 小型核疑惑

冷戦後のドクトリン

1960年2月、フランスはサハラ砂漠での初の核実験に成功した。以後、米国の核の傘に依存しない独自の核戦力を開発・保持し、「自主外交」を貫いてきた。東西冷戦期には、フランスの小規模な核戦力で強大なソ連を抑止するという「弱者による強者の抑止」ドクトリンを採用した。ソ連崩壊後、1994年に発表された国防白書は、大量破壊兵器の拡散がもたらす新たな危険がフランスの安全と防衛を脅かす可能性がある」と指摘した。この状況認識に基づき、核戦力は「弱者による強者の抑止」ではなく、「死活的国益への脅威に対して(フランスが)行動の自由を保持(1999年の首相発言)することを目的として」大量破壊兵器および弾道ミサイルという運搬手段に関連する危機への対処(同上)を課題とするようになった。

2001年6月8日にシラク大統領は国防高等研究所で演説し、「今日の抑止はわれわれの安全保障にとって本質

的な基盤であり、今後も長い間にわたってそうあり続ける」と位置付けたうえで、「特定の国々は弾道ミサイルを開発中であり、いずれ核・生物・化学兵器を使用してヨーロッパ地域に脅威を及ぼす手段を入手する可能性がある」との状況認識を示した。フランスは核兵器の第一不使用を誓うが、大量破壊兵器を入手した国がフランスの死活的国益を脅かす場合には「あらゆる状況下において、そして脅威の所在あるいは性質がいかなるものであれ」抑止力の対象となる、とした。

2001年6月に大統領が提示した核抑止ドクトリンは現在に至るまで変更されていないように見える。2003年10月16日、国防高等研究所において、ラファラン首相も、「われわれがさらされている恐喝と脅威、すなわち世界中で大量破壊兵器が開発されているという多様なシナリオ」について言及し、脅威の変化に応じて核戦力を適合させることの重要性を説いている。

ドクトリン修正報道をめぐる攻防ところが、左翼系仏紙『リベラシオン』は、2003年10月27日付に掲載の記事において、核戦略ドクトリンの変更が2004年初頭に発表されることを報じた。同記事によれば、フランスには、米国のように小型化された核兵器(いわゆるミニニューク)を研究開発する予定がある、という。大量破壊兵器を保有しているか、入手する恐れがあり、かつフランスに脅威を与える非核保有国に対する「先制攻撃」のために小型核を使用する権利を有するとフランス

資料

国防高等研究所第56回国家会議における アリヨ-マリ国防相の発言 2004年2月2日(抜粋)

核抑止とは常に現実的な課題である

ド・ゴール将軍がフランスの独立の条件として核兵器を選択して以来、40年以上経過しているが、この選択は妥当性を全く失っていない。この選択によってのみ、極限状況下においてわれわれの存続と死活的利益の防衛を保障するために、わが国が適切な戦力に依存できることが保証されているのである。予見し難く危険な世界において、核兵器を保有する大国は核兵器の廃棄を全く考えていない。

拡散は明白となった事実であり、それ故に常に現実性を帯びている潜在的な危険である。そして、その危険に対処できるようにする必要がある。抑止に関して言えば、新しいドクトリンは検討されていない。共和国大統領が2001年6月8日にこの構内[国防高等研究所]で表明したように、抑止は今日、「われわれの安全保障にとって本質的な基盤であり、今後も長い間にわたってそうあり続ける」のである。兵器使用に関する基本原則はなんら変わっていない。すなわち、核兵器とは政治的兵器であり[通常兵器とは]異なる性質を有しており、いかな

る場合であれ戦闘での使用は想定されていない。この原則を守ることによって、われわれは小型化された兵器という選択肢を退けた。そのような兵器を開発すれば、われわれのドクトリンが使用の方向に転じたのではないかという疑惑を招くだろう。このような事態をわれわれは拒絶する。

それと並行して、共和国大統領の直接的な権威の下で、兵器の量と質を決定する際に厳密な十分性の原則を遵守する。既に言及したように、地理的・戦略的文脈が変化したため、抑止の信頼性と「敵を全滅させるか、全く行動を起こさないか」という選択を迫られる状況にフランスが陥ることを回避するための前提であり、そして、この信頼性の前提とは十分に柔軟で多様な手段を保有することであると、われわれは考えるようになった。

抑止の信頼性を常に保証するために、絶えず努力し続けなければならない。潜水艦搭載核戦力および航空機搭載核戦力は相互に補完し合うものであり、新たな挑発に対抗できるように近代化されるべき対象でもあ

る。核実験を放棄したため、シミュレーション・プログラムはわれわれの兵器の完成とその安全性・信頼性の保証にとって不可欠なのである。

独立を維持する場合と同様に、核抑止は真の意味で相応の経費を必要とする。ただし、核抑止とは「生命保険」のようなものであるため、法外な経費を要する訳ではない。その額は国防予算の10分の1以下であり、2003 - 2008年軍事計画法における投資のうちの平均20%以下を占めるに過ぎない。この金額が軍事計画法の中で釣り合いがとれているということは、核兵器に対する努力と通常兵器の近代化の間に競合も矛盾もないことを意味している。抑止装置の開発は最先端技術に立脚しており、科学技術研究に活力を与えていることもまた忘れてはならない。

さらに、われわれの抑止は、ヨーロッパに対するわが国の関与と矛盾しないばかりか、共和国大統領が繰り返し強調してきたように、わが同盟国との現実に堅固な枠組みに組み込まれているのである。(訳:大滝正明)

注: 上記訳文において、英語のweやourに相当する仏語をすべて逐語訳すると訳文が生硬になるため、適宜略した。

は主張する、というのだ。

一方、その翌日、大統領府は、フランスの核使用政策に関して国防高等研究所での2001年6月8日の演説から変化していないとの声明を発表し、この報道を否定した。

ミシェル・アリオ-マリ仏国防相は、2004年2月2日の国防高等研究所第56回国家会議における演説(核抑止に関連する部分の抜粋訳は前ページ)で、2001年6月8日に提示された核抑止戦略ドクトリンに代わる新ドクトリンは検討されていないことを確認し、「核兵器とは政治的兵器であり、通常兵器とは異なる性質を有しており、いかなる場合であれ戦闘での使用は想定されていない」ことを強調することで、『リベラシオン』紙記事に間接的に応酬した。また、小型核兵器という選択肢はフランスの核抑止の原則に対応しないために退けることを明言することによって、国防相は小型核が一度は検討されたことを間接的に確認した。『リベラシオン』紙の記事がドクトリンの変更および小型核開発への注意を喚起し、強烈な反応を引き起こしたことによって、国防相に改めて否定発言をさせた可能性は否定できない。

フランスの反核運動、核軍縮のための市民行動(A CDN)のジャン-マリ・マターニュは、「フランスが小型化された兵器の開発を否定していることを取り敢えず歓迎しているが、グレー・ゾーンは依然として残り続けている」と留保を付している。

グレー・ゾーン

以下では、ACDNのマターニュによる指摘に沿いながら、アリオ-マリ国防相発言の問題点を検討する。国防相は「われわれ(すなわちフランス大統領)はドクトリンが(戦場における核兵器)使用の方向に発展することを拒否すると発言し、「われわれの核兵器は政治的兵器」であるに過ぎないとした。しかし、この否定発言では、戦場で使用可能な核兵器を実現するための理論的および実証的な研究の放棄については明示的に言及されていない。それとは対照的に、2003-2008年軍事計画法を維持する必要があること、および必要な資金を提供する用意のあることを再度確認している。国防相は、このことを「(既に1996年に核実験の放棄を決定しているので)シミュレーション・プログラムはわれわれの兵器の完成とその

安全性・信頼性の保証にとって不可欠なのである」と説明した。

シミュレーション・プログラムの3本柱は、テラフロップ級の演算能力を持つスーパー・コンピュータの導入、核分裂反応時の物質の挙動を研究するAIRIX施設の設置、および熱核融合反応の過程を研究する「レーザー・メガ・ジュール(LMJ)施設の設置なのであるが、このうち、LMJ(および、その初期段階の「統合レーザー・ライン(LIL)」)施設において、レーザー光線によって熱核融合反応の過程を引き起こす可能性、小型化された水爆、すなわち戦場で使用可能な兵器を製造することが可能になるについての研究が行なわれている。マターニュは、シミュレーション・プログラム下で新型核弾頭の開発のみでなく、「ミニニューク」の開発が秘密裏に進められていることを危惧している。彼女の危惧は、2003年11月14日の取得科学技術研究センター(CESTA、ここにLMJ施設が存在する)訪問時に、国防相がCESTAに対する強固な支援を約束し、「CESTAを訪れることは国家の心臓に触れることだ。予算が巨額になることを承知しているが、同時にわれわれの抑止の信頼性を保証するのであるから(それは)正常なことなのだ」と発言したことに由来している。

結びに代えて

フランスの核プログラムの「抑止の信頼性」は、技術的には既存兵器 348発の核弾頭およびその運搬手段から構成され、爆発力は全体でTNT火薬5700万トンに相当し、理論的には10億人を殺害できる規模の維持の上に立脚している。そのような戦力を既に保有しながら、前述の新型核弾頭および新型ミサイル(潜水艦搭載のM51および戦闘爆撃機から発射可能なASMP-A)の開発、さらにミサイル発射新世代原潜4番艦の建造が決定され、2003-2008年軍事計画法では核戦力に対する技術的・財政的支援が提供されている。このようにして、「今日の抑止はわれわれの安全保障にとって本質的な基盤であり、今後も長い間にわたってそうあり続ける」ことを裏打ちするための、言い換えれば核抑止態勢永続化のための努力が日夜払われていることを指摘して本稿を閉じたい。(大滝正明)

小型核兵器をめぐる国会答弁

2004年1月21日の衆院本会議および2月10日の衆院予算委員会において、米国の小型核兵器開発問題に関連する答弁が行われた。民主党の松本剛明議員、岡田克也議員がそれぞれ質問した。小泉首相と川口外相は、米国に懸念を表明していることを述べるなど、これまでと同様の答弁を繰り返した。

以下に、国会議事録からそれぞれの答弁の一部を抜粋する。

第159回国会衆議院本会議 2004年1月21日)

松本剛明議員(民主党)(略)小型核兵器の開発問題は憂慮すべき問題であります。昨年、米議会は、十年ぶりに研究解禁を認める法案を可決し、研究予算を要求の半減で合意いたしました。ブッシュ政権が示す使える核への意欲を議会側が条件つきながら認めたことになりました。

使える核が実用化すれば、曲がりなりにも保たれている核の抑止力体制は、確実に崩壊への道に踏み出すこととなります。政府は、核不拡散体制を強化するとの立場ですが、小型核兵器開発問題に対する見解を総理に伺います。(略)

[首相、答弁で小型核問題に言及せず] 松本議員「(略)六点目は、小型核兵器開発問題であります。これについては御回答をまだいただいてないように思います。総理御自身が、ブッシュ大統領と会われたときにこのことについてしっかり遺憾の意を示すべきだと思いますが、そのことを含めて御答弁をいただきたいと思います。」

[首相、答弁するも再び小型核問題に言及せず。松本議員が再質問]

小泉首相(略)昨年、米国において国防予算授権法が成立し、小型核兵器の研究の再開が認められましたが、これは研究のみを可能とするものであります。開発には別途議

会の承認が必要とされており、小型核兵器の実用化を認めるものではありません。

我が国は、米国政府に対し、本件については、国際世論において核軍縮、不拡散体制に悪影響を及ぼす可能性等について懸念があることも念頭に置いて対応してほしい旨要請しております。(略) 」

159回国会衆議院予算委員会(2004年2月10日)

岡田克也議員(民主党)(略)最近、ブッシュ政権になっていろいろ議論されている、世界の中で議論されていること、例えば小型核の開発、劣化ウラン弾の使用、あるいは地雷問題への消極的な取り組み、こういったことに対して、総理はどのように考えておられる

んでしょうか。」

小泉首相「日本としては、核軍縮を初め、軍縮の問題、不拡散の問題、あるいは無差別に市民を殺傷するような兵器の抑制の問題、日本として、国際社会の場においても、米国に対しても、日本の立場をはっきりと説明して、理解を求める努力を続けております。」

岡田議員「(略)今まで言われているのは、小型核については、これは技術開発で現実にはできなかったわけではない、(略)結局はアメリカのやっていることに対して見ざる聞かざる言わざる、基本的にはそれに追随をしていくというその姿勢。私は、やはり日本国総理大臣としての誇りを持って、そしてしっかり対応してもらいたい、そのことを申し上げたいわけですが、総理、何か御感想ありますか。」

小泉首相「日本の総理大臣として、日本の立場、日本の国益を考えて各国首脳と会談しております。(略) 」

川口外相「一言だけ追加をさせていただきたいと思いますが、総理のリーダーシップのもとで、日本政府としては、小型核の問題につきましても、それから地雷の問題につきましても、米国に対して、懸念ないしは地雷の場合にはオタワ条約に入るようことを働きかけてきております。これは、総理のリーダーシップのもとに日本政府としてやっていることでございます。(略) 」

岡田議員「(略)小型核だって、被爆国である日本からすれば、もっと本気になってめに入っている話でしょう。それは、私は非常に残念だということを上申しておきたいと思っております。(略) 」

日誌

2004.2.6 ~ 2.20

作成: 中原聖乃、中村桂子

BM = 弾道ミサイル / DOE = 米エネルギー省 / IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / SLBM = 潜水艦発射弾道ミサイル / WMD = 大量破壊兵器

2月6日 ブッシュ米大統領、イラクのWMDの脅威に関する情報収集の問題点などを分析し大統領に勧告する独立委員会の設置を発表。

2月7日付 豪のロジャー・ヒル元国連査察官、「イラクには大量破壊兵器を行使する能力がなかった。」豪「ジ・エイジ」紙の報道。

2月8日 イラク派遣の陸自本隊第一陣、クウェートから車列で国境を越えイラク入り。

2月9日 参院本会議、イラク復興特別措置法に基づく自衛隊のイラク派遣承認案件を採決し、自民、公明両党などの賛成多数で承認。

2月10日 ロシア軍、ロシア西部から極東までの6軍事管区全域を舞台に、核戦争を想定した大規模な戦略核兵器訓練を開始(~ 18日)

2月11日 米大統領、WMD拡散防止のための新提案を発表。(本号参照)

2月11日 藤崎外務審議官、パキスタン大統領と会談、核技術漏洩問題に日本として初めて懸念を表明。

2月16日 米が平和利用目的で生産した濃縮ウラン燃料を50年代からパキスタンやイランを含

む51カ国に供与・売却し、回収事業が難航していることが、DOE報告書で明らかに。

2月17日 オランダのカンブ国防相、自衛隊が展開するサマワ付近で、イラク戦争の際、米軍が劣化ウラン弾を使用したことを正式に認める。

2月17日 イタル・タス通信など、ロシア北方艦隊が同日バレンツ海で行った核戦力の軍事演習で、SLBM「RSM54」の発射に失敗と報じる。

2月18日 日米両政府、WMD不拡散問題等をテーマに外交当局による会合開催。米の小型核兵器開発問題に日本側が懸念を表明。

2月19日 ロシア軍のバルエフスキー参謀第1次長、米のMD構想に対抗するため、ロシアが新型BMの開発に着手していることを明らかに。

2月20日 イラクの陸自へ届ける装備等を積み込んだ海自の輸送艦「おおすみ」と護衛艦「むらさめ」クウェートに向け室蘭港を出港。

2月20日 IAEA、リビアが闇市場を通じて核開発関連物資と遠心分離機を調達し、秘密裏に少量のプルトニウムを抽出していたと報告。

沖縄

2月7日 金武町キャンプ・ハンセン内レンジ5付近で実弾射撃訓練による原野火災。12日、キャンプ・シュワブで同様の火災。

2月12日 日米合同委、キャンプハンセンの一部土地の返還について、名護市の要請を踏まえ返還期限を08年12月末に延期することで合意。

2月12日 那覇防衛施設局、キャンプ桑江機阿川返還跡地の油臭土壌から基準値を上回る鉛が検出されたと発表。

2月12日 嘉手納基地飛行場で同基地所属のF15戦闘機3機と海軍所属のP3C対潜哨戒機一機が緊急着陸。

今号の略語

- CTBT = 包括的核実験禁止条約
- FMCT = 兵器用核分裂物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
- IAEA = 国際原子力機関
- IPPNW = 核戦争防止国際医師の会
- NPR = 米・核態勢見直し
- NPT = 核不拡散条約
- PSI = 拡散防止構想
- WMD = 大量破壊兵器

2月13日付 毎日新聞、米軍普天間飛行場について、米側が昨年末、代替施設なしの返還を日本政府に非公式に打診したと報じる。同日、福田官房長官ら、報道を否定。

2月16日付 グレグソン海兵隊司令官、NHKのインタビューで、在沖米軍の一部部隊の県外移転を検討していることを明らかに。17日、沖縄担当相、「正式提案ない」。

2月20日 米軍再編の一環として米側が普天間飛行場の返還方式の再検討の意向を日本側に非公式打診と報じられる。川口外相、「そういう事実はない」。

2月20日 米比合同演習に参加の在沖海兵隊ヘリ4機と空中給油機1機、県の自衛要請にもかかわらず給油目的で民間の下地島空港に着陸。

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、大滝正明、田巻一彦、津留佐和子、渡植貞一郎、中原聖乃、中村和子、梅林宏道